

VOL.1

インターネットと人権

関西大学社会学部教授

松井修視

[1]

VOL.2

超高齢社会における  
「人間をみつめるまなざし」

立命館大学大学院先端総合学術研究科 准教授

天田城介

[3]

VOL.3

ユニバーサルデザインに  
なっていない社会をみつめる

(公財)世界人権問題研究センター  
研究第五部専任研究員

松波めぐみ

[5]

VOL.4

児童虐待の急増と子どもの人権

花園大学社会学部社会学部特任教授

津崎哲郎

[7]

VOL.5

変化してきた  
同和地区に対する忌避意識

(公財)世界人権問題研究センター  
研究第二部嘱託研究員、関西大学社会学部教授

石元清英

[9]

VOL.6

世界人権宣言65周年に考える

(公財)世界人権問題研究センター所長、  
京都大学名誉教授

安藤仁介

[11]

VOL.7

拉致は重大な人権侵害

(公財)世界人権問題研究センター  
研究第一部客員研究員、立命館大学教授

薬師寺公夫

[13]

今日、インターネット上には膨大な情報が流れている。これらの情報は、私たちの生活の利便性を高め、社会・文化・経済のインフラとして機能する一方、さまざまなネット上の人権侵害を生み出している。それらの弊害は、他者に対する悪口やいじめ、差別的な表現、名誉毀損やプライバシー侵害によるものである。ネット上の詐欺や出会い系サイト、裏サイト等による被害も、依然として増加傾向にある。

インターネットの出現は、私たち個人の情報発信能力を一気に高め、社会に対する発言の機会を格段に増やすこととなった。そして、このことによって、私たちの「表現の自由」は従来に比べ、実質的に大きく保障されるようになった。表現の自由は、個人の人格形成や自己実現



に不可欠のものであり、今日の民主主義の発展のかなめとなるものである。インターネットによる表現の自由は、本来このような目的のためにこそ行使されるべきといえる。

ネット上の情報による人権侵害の特徴は、その被害がグローバルな規模で広がり、半永久的に継続することである。しかも、侵害を行う側は、それがパソコンや携帯電話・スマホのキーを操作するだけで、簡単にできてしまうことである。一度ネット上に書き込まれた情報は、複製によって限りなく拡散し、いつまでたっても人権侵害は収まらないことになる。

このような状況に対して唱えられるようになったのが、「忘れられる権利」である。この権利は、ネット上の個人に関する情報の削除を求め、その流通の停止をデータ管理者に要請するものである。2012年1月、EUは「一般データ保護規則案」の第17条にこの権利を盛り込み、2015年4月からの採択を目指しているといわれる。わが国においても、ぜひ検討すべき権利である。しかし、このような権利を認めることに対しては、表現の自由を擁護する立場からの批判もある。個人に関する情報であっても、公共性・公益性の高い情報については、情報の受け手の側に知る権利があり公開すべきという理由からである。

こうした問題の解決のためには、今日、プロバイダ責任制限法の活用や、法務省の人権擁護機関、テレコムサービス協会への相談による方法等があるが、さらに、このような「忘れられる権利」を認め、ネット上の人権侵害情報の削除要請と表現の自由のバランスを積極的にとっていくことが望まれる。

## 超高齢社会における「人間をみつめるまなざし」

立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授 天田城介

日本は現在4人に1人が65歳以上の「超高齢社会」であり、今後も未曾有の高齢化を遂げていきます。どの社会も歴史上経験したことのない「超」超高齢社会」に変わ容しています。

こうした変化のもと「高齢者の人権」の捉え方もずいぶん変化しました。かつて「高齢者の人権」とは医療・年金などの保障が論点の中心でしたが、今日ではもつと複雑かつ多様な保障や支援が求められています。このように各時代で「高齢者の人権」が考えられてきましたが、その反面、それだけでは見えなくなっている現実もあります。そもそも「人権」とは、万人に平等に無条件で与えられるという概念ですから、「○○（高齢者、障害者、子ども……）の人権」という言い方は適切ではなく、「人権」



とは常に万人の権利に照準した概念です。もつと言えば、「人権」概念とは、「高齢者」「家族」「介護者」等の個別のカテゴリーからでは見えてこない「万人の権利」に照準し、それぞれの人間がいかに平等に与えられるべきものを与えられない事態にあるのかを照らし出す言葉なのです。

例えば、老親と同居して親の年金や預貯金を頼りに食いつなぐ、リストラ等で無職あるいは軽度の障害のある中年男性がいるとします。その子は要介護状態の親を介護せず、老親のお金をギャンブルにつき込み、消費者金融から多額の借金をしています。老親がこの点を叱責すると、老親を口汚い言葉で罵ったり、暴力を振るったりします。老親も、子どもが失業中であつたり軽度の障害

があるがために仕事もなくフラストレーションが溜まつていて「仕方ない」と諦めています。僅かだが年金を受け取り、持ち家であるため生活保護も受給できない状態です。

「高齢者の人権」という枠組みからすれば、深刻な「高齢者虐待」ですが、「万人の人権」という視点からすれば、「中年男性の貧困の放置・生活保障の欠如」「家族介護支援の欠落」「障害者の権利擁護や財産管理の支援体制の不備」などが浮かび上がってきます。

このように複雑に社会関係が絡み合う中で生じる現実を「○○の人権」という視点からのみ判断・評価するのではなく、すべての人たちがボチボチと生きていけるためにも万人に平等に無条件で与えられるものを与える社会を作っていくという「人権」概念の根本思想こそが「超」超高齢社会」の中で最も求められている「人間をみつめるまなざし」なのです。

## ユニバーサルデザインになっていない社会をみつめる

(公財)世界人権問題研究センター研究第五部専任研究員 松波めぐみ

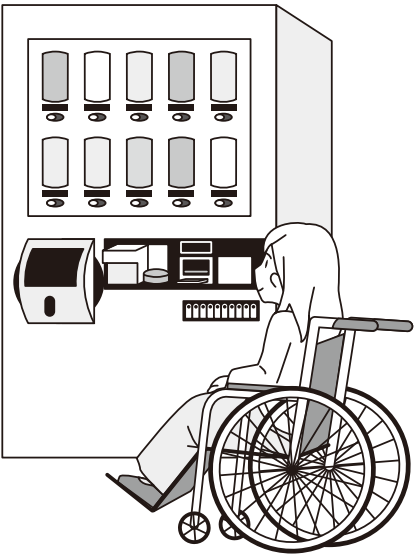
2013年6月に「障害者差別解消法」が成立しました(施行は3年後)。目的は、相談や救済のしくみを通じて、差別のない共生社会をつくること。根底には、障害者らを考慮せずに社会をつくってきたことへの反省に立ち、誰もが平等に生きられるよう、社会環境を設計し直す。そうとの考え方があり、「ユニバーサルデザイン」につながります。

「ユニバーサル」は「普遍的、誰もが対象」。「ユニバーサルデザイン」は、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザイン(設計)することをいいます。具体例として有名なのは、シャンプー容器のギザギザや、自動販売機(広い受け皿のあるコイン投入口、選択ボタン、取り出し

口が中間部分にまとめられている)です。後者は手に麻痺がある人、子どもや車いすユーザーなど多様な人に使いやすい、こうした製品の普及には多くの人が賛同するでしょう。

「ユニバーサルデザインは理想。余裕がある企業があればいい」等の意見もありますが、それでは不平等は放置されたままです。私も含めて非障害者は、自分が「使える」ものを「使えない」人がいることになかなか気がつけない。だからこそ、障害者の声を聞くことが大きなヒントになります。

「おもしろそうな本が出たと聞いても、自分が読めるまで時間がかかる」(視覚障害者)。「カウンター席しかないお店には一度も入ったことがない」(車いす利用者)。



「字幕があるから、(映画の中でも)洋画ばかり観てきた」(聴覚障害者)。…いずれも、この半年ほどの間に私が出会った言葉です。ここからは「ユニバーサルに設計されていない社会のあり方」のために、障害者が日常的に何かをあきらめたり、不利益を被ったりしていることが浮き上がってきます。この現状に対し、「あきらめなくていい」「社会を変えるんだ」というメッセージが、差別解消法や京都府の条例(\*)には込められています。ユニバーサルな社会に変えていくため、お互い知恵を出し合っていきたいものです。

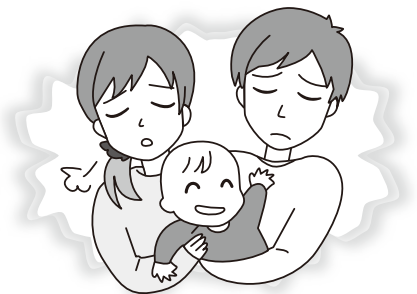
(\*)京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を2015年4月に全面施行します。

2013年7月、厚生労働省が発表した全国の児童相談所が2012年度に対応した児童虐待の相談件数は、6万6807件(速報値)となり、過去最高となった。

虐待が生じる背景はこれまでの多くの調査などから、①家族の貧困②家族の孤立③親の人格の不安定さ④離婚、再婚などの複雑な家庭背景⑤一人親による負担⑥夫婦不和や子ども自身の育てにくさ、などが重要な要因になっていることが分かっている。

問題はそれらの要素が、都市化や地域の希薄化、家族環境の複雑化などを背景に全国的に拡大しているという現実である。

全国の児童相談所にもたらされる養護相談(何らかの理由で子どもが育てられないという相談)は、ここ20年



程の推移で見ると4倍程度に増え、逆に子どもの人口は少子化の影響を受けて3割程度減少している。つまり、子どもの数は減る一方であるのに、その子どもを育てることが難しい状況が全国規模で広がっていることを示している。そのような状況下にあつて、重複したハンディを抱えた家族が行き詰まり、家庭内弱者である子どもに矛先が向いて児童虐待が増えているということを社会が認識する必要がある。

虐待が与える子どもへの影響は、一言では説明できないくらいに大きなもので、身体や精神の発達、行動、対人関係、さらには長じてからの非行や犯罪、様々な適応障害など、生涯に及ぶダメージを形作ることが少なくない。そして、中には子どもを育てる立場になった彼ら

が、再びわが子を虐待してしまうという世代間連鎖への影響も危惧されている。

これらのことを防ぐには、上記の虐待形成の要因となる事態への総合的対策で、地道に対処していくしかない。

2013年6月に成立した「子どもの貧困対策法」は親から子への貧困の連鎖を防ぐことを大きな目的としている。これは一つの朗報とあって良いが、虐待予防という観点に立てば、仮に貧困や周囲からの孤立、さらには育児不安や一人親などであっても、地域や行政などの支えを得て、健全に子どもを育てることができると環境作りをより幅広く推進していく必要がある。とりわけ府民にとっては身近な子育て家庭を孤立させない取組みこそが最も大切な予防活動になる。

## 変化してきた同和地区に対する忌避意識

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部嘱託研究員、関西大学社会学部教授 石元清英

「もし、あなたが家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、同和地区にある物件は避けることがあると思いますか」。最近、いくつかの自治体が実施した住民意識調査での設問です。その結果は、4割前後の住民が「避けると思う」と回答しています。同和地区と関わることを避けたり、近づかないようにしようとする忌避意識は、未だ根強く存在しています。

しかし、同和地区に対する忌避意識は、以前のような「穢れ観」にもとづくものは大きく後退し、現在では、同

和地区と関わったりすると、同和地区出身者とみなされ、何らかの不利益を受ける(部落差別を受ける)かもしれないという恐れによるものが大半を占めているように思えます。かつては、自分の身内が同和地区出身者と結婚すれば、血筋が穢れるなどと、強い反対が生じることがありましたが、近年は、同和地区出身者と自分の身内が結婚することによって、その身内が差別を受けたり、自分や親せきが不利益を被るのではないかという心配から、その結婚に反対するという事例が多くみられるようになっていきます。自分が購入しようとする住宅の所在地

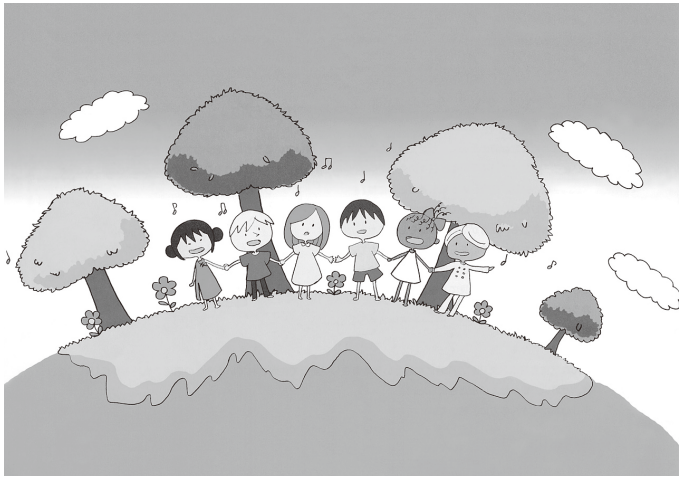


が同和地区ではないか、自治体や不動産業者に問い合わせたり、小中学校の統廃合によって、同和地区を含む校区となることや、住居表示の変更によって、同和地区と同じ町名となってしまうことなどに対して、反対運動が起こったりするのは、自分たちが同和地区出身者とみなされるかもしれないという恐れから生じているのです。同和地区に対しては、「暗い」「貧しい」「怖い」などといった一面的なマイナスイメージをもつ人が少なくありません。こうしたマイナスイメージが現在の忌避意識と強く結びついているのです。同和地区に対するマイナスイメージをなくしていく教育・啓発が重要です。

## 世界人権宣言65周年に考える

(公財)世界人権問題研究センター所長、京都大学名誉教授 安藤仁介

第二次世界大戦では、欧州大陸を中心にきわめて多数の人命が失われました。またアジア・太平洋方面でも多くの人が亡くなり傷を負いました。なかでもドイツのナチス政権は、自国のみならず占領地域においても、ユダヤ系住民の財産を奪い、彼らを収容所に閉じ込めて人体実験を行い、最終的にはガス室で殺害しました。こうした犠牲に対する反省から、戦勝国が組織した国際連合は、その目的の一つに「人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者の人権と基本的自由を尊重すること」を掲げ、その中身を明らかにするため、総会は1948年12月10日「世界人権宣言」を採択したのです。



同宣言は「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と謳う第一条に始まる30ヶ条から成っています。そして、生命・身体の自由などの身体的自由、思想・良心・表現などの精神的自由(両者を合わせて自由権という)のほか、労働・社会保障・教育に対する権利などの社会権、さらにこれらの人権を保障する手続に関する参政権や公正な裁判を受ける権利などを規定しています。

世界人権宣言は「すべての人民と国家が達成すべき普遍的な基準」を示すもので、宣言自体に法的拘束力はありません。しかし宣言の採択65周年に当たる今日まで

に、同宣言に基づいて国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約など多くの人権関係条約が成立しています。とくに欧州人権条約や米州人権条約などの地域的人権条約の中には、人権を侵害された個人が国際裁判所に訴え、判決が条約当事国を拘束する制度を整えたものもあります。さらに国によっては憲法の中に、世界人権宣言や国際人権規約の規定をそのまま取り入れたものもあります。

このように採択65周年を迎える世界人権宣言は、人権を示す全世界的な基準として、私たちの日常生活を支えているのです。

## 拉致は重大な人権侵害

(公財)世界人権問題研究センター研究第一部客員研究員、立命館大学教授 薬師寺公夫

1970年代から1980年代にかけて、日本各地および欧州で北朝鮮による日本人の拉致が多発しました。現在までに内閣総理大臣が認定した拉致容疑事案は12件であり、被害者は17名です。政府は、拉致容疑の北朝鮮作業員等11名について逮捕状の発付を得て国際手配を行い、北朝鮮に引渡しを要求しています。また政府は、認定被害者のほかにも拉致された可能性のある人がいるという認識の下に、捜査及び調査を続けています。

北朝鮮は2002年9月17日の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。その後、同年10月に5名の被害者の帰国が実現しましたが、他の被害者については、未だに安否が不明です。安否不明の12名の内、北朝鮮は、8名は死亡、4名は北朝鮮に入っ

その中で拉致問題の早急な解決を求めてきました。2013年12月にも国連総会は、拉致被害者の即時帰国を求める内容を盛り込んだ決議を無投票で採択しています。また、人権理事会も、2013年3月に日本及びEUの共同提案に基づき、北朝鮮の人権に関する国連調査委員会の設置を決定しました。同調査委員会は、8月27日から9月1日まで来日し拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況について調査活動を行い、2014年2月17日に最終報告書を公表しました。主な認定と勧告を記載する報告書(A/HRC/25/63)は北朝鮮の政治犯収容所をはじめとする広範囲な人権侵害を非難するとともに、1950年以降北朝鮮が国策として組織的な拉致に携わってきたこと、海外から子どもを含め20万人を超える人々が強制失踪の被害者となってきたこと、これらの拉致が最高指導者のレベルで承認されてきたことを指摘しました。また詳細な認定内容を記した報告書(A/HRC/25/CRP.

ていないと説明しましたが、死因の不自然さ、遺骸が一切存在しない、死亡を証明する真正な書類が一切存在しないなど、説明の信ぴょう性が疑われる点が多数ありました。2008年6月開催の日朝実務者協議の中で、北朝鮮は拉致問題に関する全面的な調査の実施を約束しました。しかし、同年9月に調査開始を見合わせる旨の連絡があつて以降、日本政府の繰り返し調査開始要求にも拘らず、北朝鮮は未だ調査を開始していません。2012年11月には約4年ぶりに日朝政府間協議が開き、拉致問題についても協議を継続することで一致しましたが、まだ具体的な進展は見られません。

2005年以降、国連総会は毎年日本政府がEU等と共同提案した北朝鮮の人権状況に関する決議を採択し、  
 ①は、「1970年代から1980年代―日本人の拉致」と題する項目を設けて約9頁にわたって事実を記載しています。前者の報告書は、被害者と家族への人権侵害は継続しており、その苦痛は筆舌に尽くし難いとして、北朝鮮に対して、拉致された人の家族と出身国に被害者の運命と行方に関する十分な情報を提供し、生存している被害者及びその子孫を即時に出身国に帰国させるように強く勧告しました。

拉致問題は国際社会の重大な懸念事項です。強制失踪条約は、拉致を強制失踪の一つの形態と認め、強制失踪の組織的な実行を人道に対する犯罪を構成すると定めています。北朝鮮による拉致問題は、日本の国家主権に関わるとともに、何よりも国民の生命と安全に関わる重大問題です。生存者の即時帰国と真相究明をはじめとする拉致問題の早急な解決が今こそ求められます。